

第9回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和6年3月22日（金）10：00～12：05

場所：糸島市役所 11・12号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
子ども教育部	山下 千恵子	担当部長
子ども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	波多江 智英	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
学校教育課	福田 貴史	課長補佐
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

1 開会

2 出席確認…委員：荒木委員・榎田委員・重富委員・古藤委員欠席

3 委員長挨拶

4 経過報告

(1) 会議録 第8回委員会の会議録について

3/27（水）まで修正意見を受け修正した会議録について、委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) こども大綱について

(3) その他

5 協議事項（議事進行：委員長） ※傍聴4名。

(1) 今後のスケジュールについて

【事務局説明】

【委員長説明】

➤質疑応答

委員長	パブリックコメントについては、子どもたちからの意見が聞きやすい仕組みも考えているのか。
事務局	タブレット端末から回答できるような、子どもたちが意見を出しやすいような仕組みは考えている。

(2) こどもの権利条例（案）について

【事務局説明】

➤質疑応答

委員長	今回糸島市におけるこどもの権利条例の全体（案）が事務局より示されている。 まずは前回から議論している子どもの権利部分について議論いただき、その後に条例の全体（案）の議論をするよう進めていく。
委員長	7条第4項の「おとなは、こどもが考えをまとめ、表わすための環境に配慮します。」について「環境に配慮します」の表現が曖昧であるのではないか。
事務局	「環境づくりに努めます」に修正する。（全委員賛成）

委員	<p>第7条第3項「おとなは、こどもが考え、意見をまとめ、表すことを、そのこどもの年齢及び発達に応じて十分に考慮します。」と第4項は似通っているが。</p>
事務局	<p>第3項は常日頃から子どもの意見について、例えば子どもがまだ意見を言えない場面などで、大人が子どもの側について表現や伝え方などを考え、教える、という支援について記載している。</p> <p>第4項は場所、機会や雰囲気づくりなど、体制的な環境づくりということで記載している。</p>
副委員長	<p>子どもが意見表明をし、大人が受け取り、検討して返事をするというプロセスが分かる形が良いと思う。</p> <p>第7条のつくりをみると、第1項は意見表明する、第3項はその意見を受け止めて考慮するとなっている。子どもの権利条約もこの2つの構成になっており、まず意見表明できる権利を保障し、受け取った場合は年齢及び発達に応じて考慮するというつくりになる。</p> <p>考えをまとめるサポートするということは、意見表明する前の段階の意見形成になる。意見形成は条約には明文化されていないが、それがなくとすべての子どもが意見表明できないことになってしまうため、意見形成をサポートするというのは前提として出てくる課題である。それを条例に落とし込んだのが第7条第3項及び4項になる。</p> <p>第3項に関しては、意見表明の前の意見形成支援も入っている。意見形成支援の考え方を第4項に持ってきたほうが良いと思う。</p> <p>環境に配慮しますというのは、時間と場所だけではなく、子どもの話を聞く大人側の質的な聞き方の部分も必要になるということである。第4項に環境に配慮するだけではなく、大人がサポートするということを書き込んだほうが良いと思う。</p>
委員長	<p>事務局の説明だと、アドボケイト的な意見形成支援の考え方が第3項に込められているということだったが、私としては第4項に意見形成支援があると考えている。意見形成と意見表明を分けるとすれば、第4項の環境づくりの中に、人づくりも入っているイメージをもっていただければと思う。</p> <p>今後子どもたちが意見表明することに対して考慮するだけではなく、しっかりと意見表明を支える人材や場などの環境づくりに努めるということが第4項に入っていると考えている。</p>
委員	<p>第3項と第4項が分かれているほうが良いということが分かった。第3項</p>

副委員長	<p>は常日頃から子どもの自由な考えを聞く。第4項はその考えをまとめることを支援するということが良いと思う。</p> <p>流れとしては意見形成して、意見表明して、それを尊重するという流れが基本である。意見表明は条例でいうと第1項、意見を尊重することは第3項、意見形成が第4項にまとめていると思う。</p> <p>意見形成には、丁寧に聞くという質的なものと、時間・場所を考慮する量的なものがある。いま聞き方、というものが条文に入っていないと思う。委員が言われた自由な考えを出すということは意見形成の前の意思表出という部分。その意思表出を条文で明文化できれば丁寧である。</p>
委員長	<p>意見形成支援というプロセスの中に意思表出支援もあると考えることでよいと思う。</p> <p>意見形成と意見表明が大切という認識は全員にあると思う。ただ、第3項に先ほどの意見形成の質的なものと量的なものが入っていない。それを第4項に盛り込むと良いと思う。</p> <p>第4項には環境づくりに人というものが入っていない。子どもから意見を聞いた際に学生が話を聞いたり、今後市が施策をすすめる際に子どもから話を聞く必要があるが、その人を育てていくということが感じられれば良いと思う。</p>
委員	<p>第1条は自分なりの方法で考えを表す。第2項はその参加する場を用意する、第3項は意思表出と意見形成を具体化させたもの、第4項は大人がその環境づくりに努める、ということであればこのままで良いと思う。</p>
委員長	<p>そのような主旨で第7条を考えるということではどうか。(全委員賛成)</p>
委員長	<p>それでは条例(案)の全体について意見をいただく。</p>
委員	<p>前文の「良いことか良くない事か判断でき、自分自身が人生の主人公になれる、そのようなこどもの育成が必要になっています。」について、育成される環境があるのはいいことだと思う。「良いことか良くない事か判断でき」ということが、大人が考える子どものイメージを押し付けるようなイメージに感じてしまう。</p>
委員長	<p>いくつかの解釈ができてしまうため、その趣旨が伝えあるような表現にしないといけないと思う。</p>

委員	<p>自分が主人公にならないといけないから、頑張らないといけないと気負ってしまうことが不安である。「必要となっています」の表現が強いと感じる。「願われている」などにしたほうが良いと思う。</p> <p>前文の「ありがとう」という言葉が2回でてくる。「ありがとう」ということが前面にとると、子どもたちのために大人がやっている、ということで、子どもが受け身になってしまわないか心配である。この「ありがとう」に、子どもたちの前向きな積極的な活動を応援するという表現が盛り込まれると良いと感じた。</p>
副委員長	<p>前文については、全体を変えるか、この案を修正するかを考えたほうがよいと思う。</p> <p>大人の決意ということはわかるが、子どもが読んで委員からの意見であったようにプレッシャーに感じたりすることも理解はできる。</p> <p>パブリックコメントでの子どもたちからの意見を踏まえて大胆に修正することもあると思う。「ありがとう」という表現も子どもの立場によっては使いにくい場合もあると思う。</p>
委員	<p>前文の「人生の主人公となれる」の主人公は完璧な子どもではないか。そうなれない子どもを救うのが条例の考えと思う。主人公という表現が負担になると思う。</p>
委員長	<p>この前文は大人に向けたメッセージであるが、子どもが見ることも考えないといけない。「ありがとう」という表現も難しい。大人は感謝を求めて支援しているのではない。</p>
事務局	<p>前文は必ず必要ではないが、一番大切なところは条文が子どもの権利について誤解がないように語られないといけない。条文の中身を検討し、その後前文の要否も含めて検討いただきたいと思う。</p>
委員長	<p>了解した。前文には委員の意見・思いなども踏まえる必要があるためこれまでの委員の意見はすごく大事である。</p>
委員	<p>第2条の「子ども」の定義にある「その他心身の発達の過程にある者」の表現の根拠はなにか。</p>
事務局	<p>こども基本法の表記に合わせている。18歳未満のみならず、障がいがある</p>

	<p>人など、幅を持たせている。</p>
委員	<p>第2条の定義の表記が、わかりにくいと感じる。</p>
事務局	<p>例規上のルールによるものである。実際はこの条文だけでなく、逐条解説や、大人向け・子ども向けのリーフレットなどのツールを周知・啓発活動に用いることを予定している。</p>
委員	<p>第9条の子どもの役割があっさりしすぎていると感じる。地域社会の一員としての役割を行うという表現などがあってよいと思う。 地域やまちの一員として、まちづくりなどに関わっていくという、参加と権利参加や意見表明の権利を行使するという文言もあったら良いと思う。</p>
委員長	<p>社会の中で一人の市民として認められることが大事ということだと思う。現在は子ども本人と他人との関係しか記載されていないため、権利の主体として市民の一人としての役割を担うという記載は必要と思う。</p>
事務局	<p>第2項に「こどもは、年齢及び発達に応じて、家庭及び社会の一員であることを認識します。」というような文言を追加することでどうか。</p>
委員長	<p>表現は検討する必要はあるが、趣旨としては良いと思うがどうか。(全委員賛成)</p>
委員長	<p>第14条の施策の推進について、推進計画について、評価や見直しは行うのか。</p>
事務局	<p>施策の推進については、糸島市こども計画（仮称）のための子ども政策推進協議会を4月に立ち上げる予定である。計画は5年の予定であり、委員会の中で進捗状況の確認や変更などはその協議会で決めていく。</p>
委員	<p>こどもの権利救済委員会という名称になると、意見表明や参加の機会などを支援する機関としてのイメージはないと考える。子どもたちを応援するイメージの機関になればよいと思う。</p>
事務局	<p>救済委員会という名称は条例等では用いるが、実際の運用にあたっては、子どもが親しみやすい、相談しやすい通称名を使用することを想定している。 また、子どもの意見表明や参加の権利の支援については、施策・計画で盛</p>

副委員長	<p>り込めたらよいと思う。</p> <p>相談の方法について、場所は既存の場所を使用するなどのイメージはあるのか。</p>
事務局	<p>現時点では、子どもに関する相談窓口を一本化したものを作ることを想定している。そこに子どもが相談できる仕組みをつくることを検討している。</p>
副委員長	<p>相談や救済申し立てができる子どもはごく一部と思う。権利を幅広く保障するためにどのように具体化していくかが大切なところ。</p> <p>相談場所までアクセスできない子ども、困っているという認識がない子どもを相談機関の前段階で過ごせる場所というのが重要である。地域の顔が見える段階で子どもの権利行使をサポートしていくことが大切である。その点を施策で実行していただきたい。</p>
委員長	<p>相談や救済機関の前段階で、広く子どもの権利が保障される、子どもと大人の接点がある場という概念を盛り込めば幅広く子どもの権利を保障することにつながる。</p> <p>居場所づくりに努めるというようなニュアンスがあればよいと思う。</p>
事務局	<p>子どもの権利部分の第6条に遊び、学び、活動するという権利を保障する条文があり、ここに委員からあった子どもの居場所というニュアンスも入っている。</p> <p>また市の施策推進として、様々な関係機関と連携・協力して地域のネットワークをつくる。その中で民生・児童委員や近所の大人に相談したり、子どもの居場所で相談したりできることになる。そこで解決されない相談が相談機関に集約されてくるイメージである。</p> <p>条例は子どもの権利の保障ということ目的であるが、子どもの居場所・相談場所という概念自体は条文の中に入っていると認識している。</p>
委員	<p>子どもは日頃から接している人に対して困っていることやモヤモヤしたものが表れてくることが多い。糸島市は児童館など集まる場所がない。子どもの居場所の人がつながることも大事である。</p> <p>常日頃子どもが出入りできる場所、困っている人も困っていない人も集まれ、そこで困っている子どもに声をかけ別室で話を聞く、という場所があれば良いと思う。子どもも大人も相談することで、本当に大きな問題になる前に解決できることになると思う。</p>

委員長	<p>市の予算や人員の制限もあり、それができないのが残念である。</p> <p>いまの意見は施策には反映されるのではないかと思うが、それを実行する決意のようなものが条文に欲しいと思う。</p>
事務局	<p>現在検討中のものもあり、具体的にできればリーフレットなどで、相談機関などについても記載して盛り込めると想定している。</p>
副委員長	<p>現在想定している相談機関や救済機関が実際どのようなものを扱うか、ということも、もう少し明らかにしたほうが良い。いま条例で決めようとしている相談機関や救済機関が、子どもが抱える問題のどの部分を扱うのか。相談・救済に至る前段階の膨大な子どもの問題を、権利があるということの周知だけで本当によいのか、ということも考える必要がある。</p>
事務局	<p>市から大人への周知、啓発や学習に対する支援によって、身近な大人が子どもの困りごとを解決する担い手になるということができると思う。</p> <p>どのような相談内容を扱うかについては、近隣自治体の例をみてこれから検討していくことになる。</p>
委員長	<p>どのような問題を扱うか具体化しないと条例に盛り込んだとしても十分ではないと考えられるため、現段階で想定される具体的なことについて議論できたらと思う。</p>

(2) 委員の任期について

現在の糸島市子どもの権利委員会委員の任期が令和6年3月31日で満了となるため、再任を依頼した。

古藤委員については校長退任のため、中学校長会へ推薦を依頼した旨報告。

(3) その他

なし

【その他】

なし

《協議終了》

6 その他

なし

次回開催について

〈事務局〉 第10回委員会日程 令和6年4月4日（木） 14時開催

場所：市役所4階 庁議室

7 閉会

副委員長から謝辞

12:05